



株式会社 ダイホクと札幌市によるさっぽろ食の安全・安心推進協定

協 定 書

(第 180026 号)

株式会社 ダイホク と 札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

株式会社 ダイホクは、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組について、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

◆ 基 本 項 目 ◆

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1 施設等の衛生管理 | 2 商品の品質管理 |
| 3 従業者等の衛生管理 | 4 問題発生時の危機管理 |
| 5 1~4以外の食の安全・安心に関する事項 | |

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう、広報などの支援を積極的に行います。

平成 30 年 9 月 28 日

株式会社 ダイホク
代表取締役

大場 啓二

札幌市
市 長

秋元 克広

わが社のマイルール

基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

- 商品の品質管理を行い、安全・安心な食品を提供します。
- 従業員の健康管理・手洗い・消毒を十分に行い、食中毒を予防します。
- お客様の問い合わせに対して迅速かつ適切な対応を心がけます。